

○大府市就学時健康診断実施事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の規定に基づき本市の小学校で行う就学時の健康診断を円滑に実施するため、予算の範囲内において交付する就学時健康診断実施事業交付金（以下「交付金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、大府市小中学校長会とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、本市の小学校で行う就学時の健康診断及びそれに付随する事務とする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費で、予算に定める額とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	細分類	内容
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する費用（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）